会員の区分と種別について

一般社団法人 日本冷凍食品協会

一般社団法人日本冷凍食品協会への加入の手続きは、別紙「一般社団法人日本冷凍食品協会加入及び会費に関する規程」によります。この規程では、<u>冷凍食品製造業の方は正会員又は準会員、流通業(卸売等)の方は準会員、冷凍食品産業に関係する事業を営む方は賛助会員として協会に加入できます。</u>

上記規程の運用にあたり、冷凍食品製造業の方の加入の際に凍結能力(冷凍食品の生産能力)が1日当たり10トン未満、または冷凍食品売上高が年間10億円未満の企業については、準会員(第2種)として加入することもできます。

なお、賛助会員制度は、平成26年度に創設されました。

〈会員区分の見直し〉

近年、または新規加入後に冷凍食品の事業規模が大きく変動したときには、会員区分の変更をお願いすることがありますので、予めご了承ください。

〈正会員種別〉

正会員の第 $1\sim5$ 種の種別につきましては、原則として第 $1\sim2$ 種は協会理事会社、新規に正会員として加入される場合は、冷凍食品の事業規模に応じて第 $3\sim5$ 種で加入していただくことになります。

〈正会員、準会員、賛助会員の違い〉

正会員、準会員及び賛助会員の大きな違いは、総会における議決権の有無です。準会員は総会に出席して意見を述べることはできますが、議決権は有していません。また、 賛助会員は、総会を傍聴できますが、意見を述べることはできませんし、議決権も有しません。

その他、機関誌や調査報告書等の送付部数が会員種別により異なることを除けば、準 会員、賛助会員が協会から受けるサービスは正会員と同等です。

なお、<u>工場の認定および「認定証マーク」の使用についても、正会員と準会員の違い</u> はありません。

以上により、加入申込書2行目の下線部分に、会員区分(正・準・賛助の別)と当該 数字をご記入ください。

賛助会員として加入申込みの際は、会員区分のみを記入ください。

お問い合わせ先 一般社団法人 日本冷凍食品協会 総務企画部総務課 東京都中央区築地3丁目17番9号 興和日東ビル4階 TEL:03-3541-3003 FAX:03-3541-3012